

(写)

7 三総政第314号

令和7年8月25日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

三鷹市長 河村 孝

議案の送付について

令和7年第3回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

記

- 議案第36号 三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び三鷹市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第37号 子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第38号 三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第39号 宮下橋架替工事請負契約の締結について
- 議案第40号 三鷹都市計画道路3・4・13号（牟礼Ⅱ期）電線共同溝整備及び街路築造工事請負契約の締結について
- 議案第41号 令和7年度三鷹市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第42号 令和6年度三鷹市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第43号 令和6年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第44号 令和6年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第45号 令和6年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第46号 令和6年度三鷹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

議案第47号 令和6年度三鷹市下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 36 号

三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び三鷹市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び三鷹市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成8年三鷹市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第16条の3第1項中「平成4年三鷹市条例第28号」の右に「。以下「育休条例」という。」を加え、「をする」を「の承認を受ける」に改める。

第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第19条 任命権者は、育休条例第10条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（次項において「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 育休条例第10条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を

確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(三鷹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 三鷹市職員の育児休業等に関する条例（平成4年三鷹市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第2項」を「から第3項まで及び第5項」に改める。

第6条中「定める職員」の右に「（同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）を請求する者に限る。）」を、「除く。」の右に「次条において同じ。」を加える。

第7条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。））にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて」を「第1号部分休業の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第7条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第7条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第7条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第7条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第8条第1項及び第2項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第9条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第9条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(三鷹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第2条の規定による改正後の三鷹市職員の育児休業等に関する条例第7条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等に伴い、職員の育児と仕事の両立を支援する観点から、部分休業について選択できる取得パターンを追加するとともに、支援制度の周知、利用に関する職員の意向確認等に係る措置等について定めるほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 37 号

子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例

子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例（平成26年三鷹市条例第11号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（乳児等通園支援事業の基準）

第9条 児童福祉法第34条の16第1項の規定により条例で定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、規則で定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に定めるところによる。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

提案理由

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の設備及び運営に関する基準を定めるため、本案を提出します。

議案第 38 号

三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年三鷹市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「単に」を削る。

第7条第1項中「を提示して」を「又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を提示することにより当該助成を受ける資格があることの確認を受け」に改める。

附則中「付則」を「附則」に改める。

(三鷹市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 三鷹市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年三鷹市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第3条第1項中「を養育している者であって、その者が養育する乳幼児の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるもの」を「（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定によりその者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。）を養育している者」に改める。

第6条第1項中「単に」を削る。

第7条第1項中「医療証を提示し」を「養育する乳幼児の医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を提示することにより当該助成を受ける資格があることの確認を受け」に改める。

(三鷹市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 三鷹市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年三鷹市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第3条第1項中「を養育している者であって、その者が養育する義務教育就学

児の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるもの」を「（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定によりその者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。）を養育している者」に改める。

第6条第1項中「単に」を削る。

第7条第1項中「医療証を提示し」を「養育する義務教育就学児の医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を提示することにより当該助成を受ける資格があることの確認を受け」に改める。

（三鷹市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部改正）

第4条 三鷹市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年三鷹市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「高校生等が何人からも監護されておらず」を「その他」に、「必要と認める場合の」を「高校生等本人を申請者とするのが適当と認める場合には、」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第3条第1項中「を養育している者であって、その者が養育する高校生等の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるもの」を「（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定によりその者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。）を養育している者」に改める。

第5条第1項中「単に」を削る。

第6条第1項中「医療証を提示し」を「養育する高校生等の医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を提示することにより当該助成を受ける資格があることの確認を受け」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条中三鷹市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第7条第1項

の改正規定、第2条中三鷹市乳幼児の医療費の助成に関する条例第7条第1項の改正規定、第3条中三鷹市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第7条第1項及び第4条中三鷹市高校生等の医療費の助成に関する条例第6条第1項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(三鷹市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の三鷹市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(三鷹市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第3条の規定による改正後の三鷹市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(三鷹市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第4条の規定による改正後の三鷹市高校生等の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提案理由

東京都補助制度の拡充に伴う規定整備を行うとともに、病院等における医療費助成に係る資格の確認について、個人番号カードの提示によりその確認を受けることができることとするほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 39 号

宮下橋架替工事請負契約の締結について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

宮下橋架替工事請負契約の締結について

宮下橋架替工事の施行に関し、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的
宮下橋架替工事
- 2 契約の方法
制限付一般競争入札による契約
- 3 契約の金額
8億8,550万円
- 4 契約の相手方
東京都三鷹市下連雀三丁目27番13号正栄ビル
村本建設株式会社 西東京営業所
所長 降矢 直宏

提案理由

宮下橋架替工事を施行するため、請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出します。

参考法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に
関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

参考資料

宮下橋架替工事概要

1 工事概要

(1) 工事場所

三鷹市牟礼三丁目1番ほか

(2) 工事内容

ア 橋架替工事

(ア) 橋桁製作

(イ) 橋台設置

(ウ) 現場架設

イ 撤去工事

ウ 擁壁工事

エ 仮設工事

(3) 工期

契約確定日の翌日から令和9年12月14日まで

2 案内図、側面図及び平面図

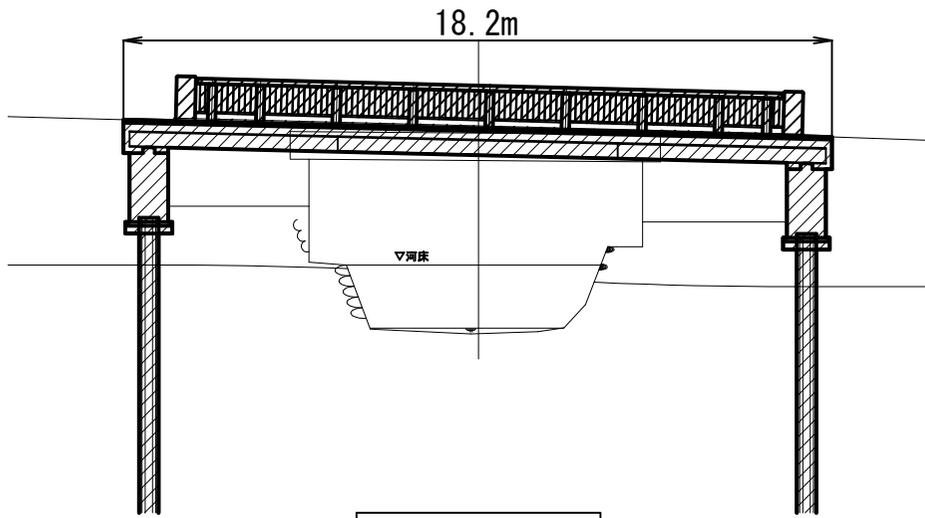
別紙のとおり

案内図

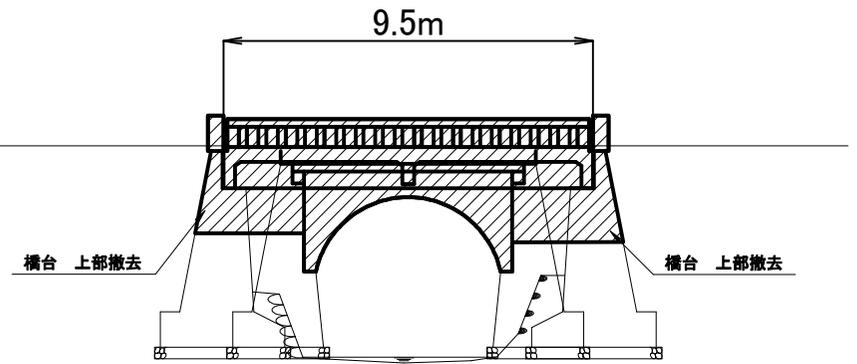
宮下橋架替工事場所



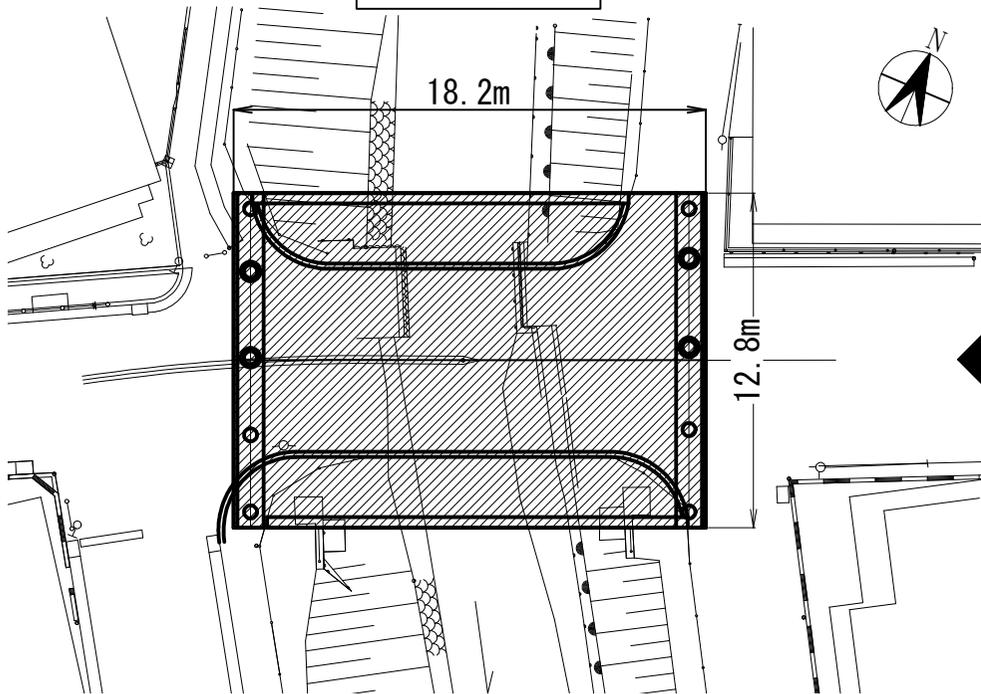
側面図(施工後)



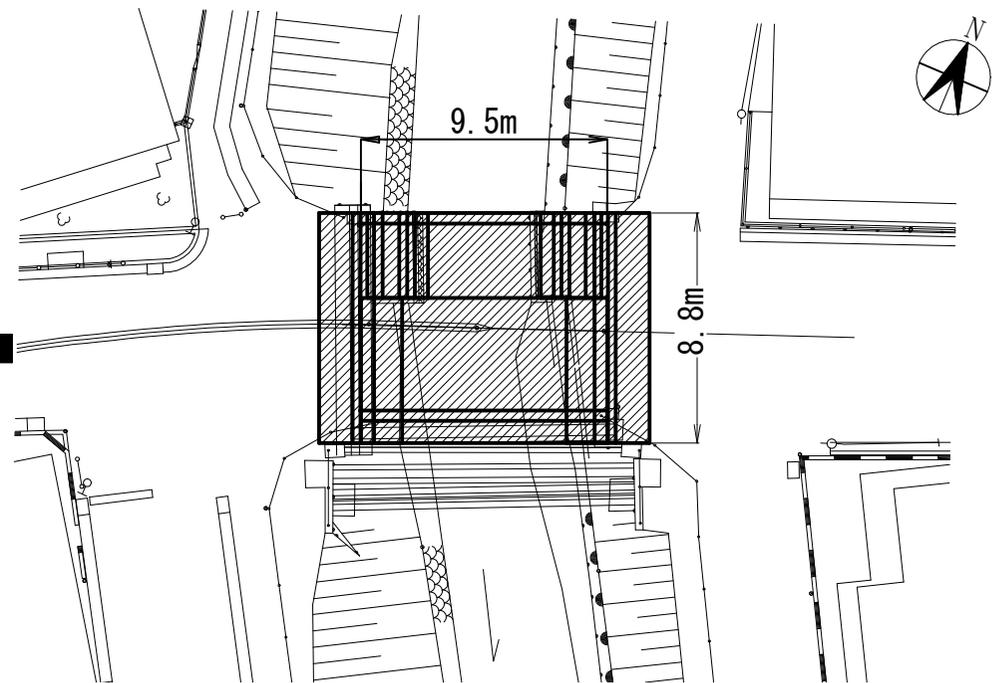
側面図(施工前)



平面図(施工後)



平面図(施工前)



議案第 40 号

三鷹都市計画道路 3・4・13号（牟礼Ⅱ期）電線共同溝整備及び
街路築造工事請負契約の締結について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹都市計画道路 3・4・13号（牟礼Ⅱ期）電線共同溝整備及び
街路築造工事請負契約の締結について

三鷹都市計画道路 3・4・13号（牟礼Ⅱ期）電線共同溝整備及び街路築造工事の
施行に関し、次のとおり請負契約を締結する。

1 契約の目的

三鷹都市計画道路 3・4・13号（牟礼Ⅱ期）電線共同溝整備及び街路築造工事

2 契約の方法

制限付一般競争入札による契約

3 契約の金額

3億7,950万円

4 契約の相手方

東京都三鷹市新川六丁目27番16号

株式会社鈴建

代表取締役 鈴木 康子

提案理由

三鷹都市計画道路 3・4・13号（牟礼Ⅱ期）電線共同溝整備及び街路築造工事を
施行するため、請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出します。

参考法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に
関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

参考資料

三鷹都市計画道路 3・4・13号（牟礼Ⅱ期）電線共同溝整備及び 街路築造工事概要

1 工事概要

(1) 工事場所

三鷹市牟礼四丁目～六丁目地内

(2) 工事内容

ア 電線共同溝整備工事

イ 街路築造工事

(3) 工期

契約確定日の翌日から令和9年3月17日まで

2 案内図、平面図及び断面図

別紙のとおり

案内図

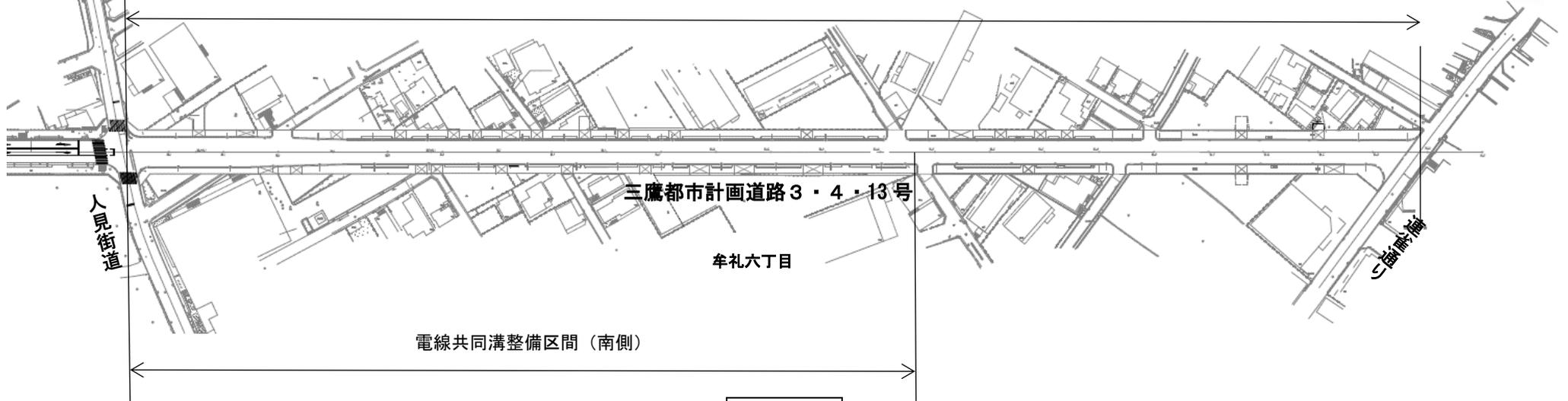
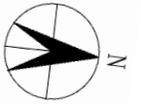
三鷹都市計画道路3・4・13号（牟礼Ⅱ期）

電線共同溝整備及び街路築造工事場所

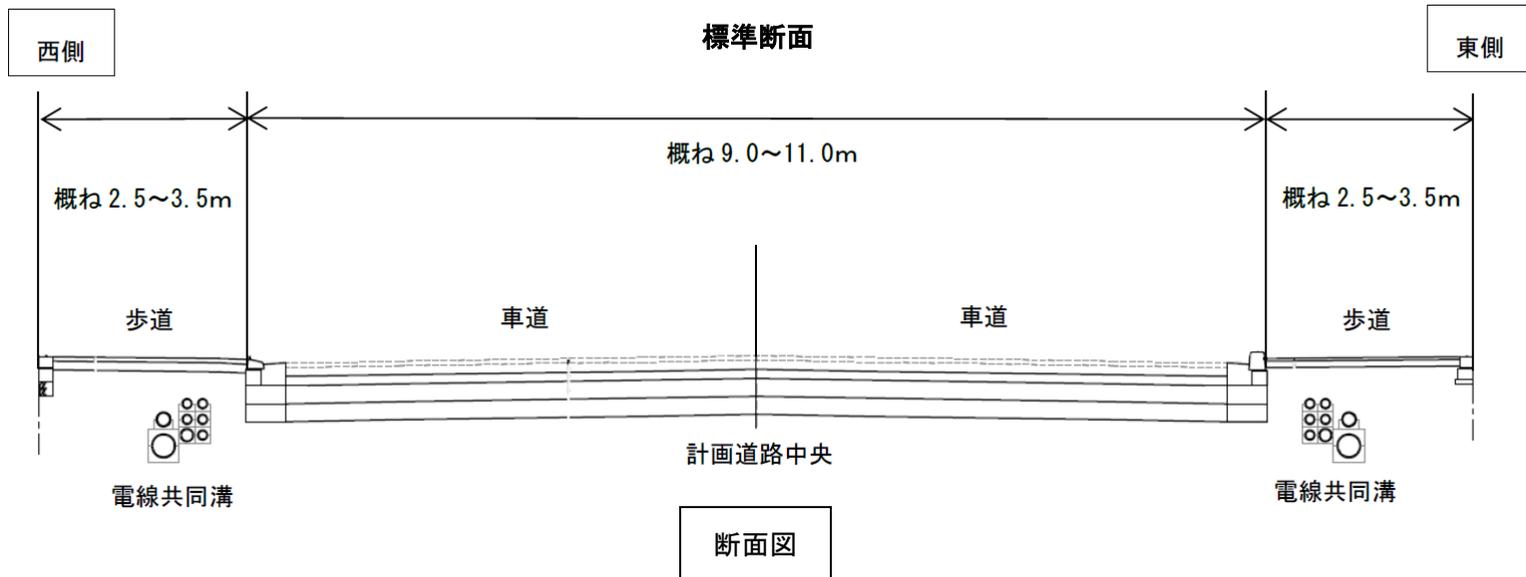


施工延長：約 478m

街路築造区間（全線）※一部整備済



平面図



議案第 41 号

令和 7 年度三鷹市一般会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 42 号

令和 6 年度三鷹市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 6 年度三鷹市一般会計歳入歳出決算を、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 43 号

令和 6 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和 6 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 44 号

令和 6 年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和 6 年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 45 号

令和 6 年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 6 年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第 3 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 46 号

令和 6 年度三鷹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 6 年度三鷹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第 3 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 47 号

令和 6 年度三鷹市下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

令和 6 年度三鷹市下水道事業会計利益剰余金の処分について、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議決を求めるとともに、令和 6 年度三鷹市下水道事業会計決算を、同法第 30 条第 4 項の規定に基づき、三鷹市監査委員の審査意見を添え、別紙のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝